

台湾の日本産食品輸入規制措置の概要 (平成27年5月15日以降)

地域	品目	規制内容
5県 (福島、茨城、栃木、 群馬、千葉)	全ての食品 (酒類を除く)	輸入停止
42都道府県 (上記5県以外)	全ての食品 (酒類を除く)	産地証明書 ①政府(地方公共団体を含む) (植物検疫証明書、自由販売証明書、衛生証明書等も可) ②政府が授権した機関(商工会議所等) ③業者等が公的機関に確認を受ける
	野菜・果実、水産物、海藻類、 乳製品、飲料水、乳幼児用食品	台湾にて全ロット検査
	加工食品	台湾にてサンプル検査
岩手、宮城、東京、愛媛	水産物	産地証明書に加え、 検査機関が発行する放射性物質検査報告書 ①中央主管機関が公表 ②その他日本の政府の認証 ③国際認証機関の認証
宮城、埼玉、東京	乳幼児用食品、乳製品、キャンディー、 ビスケット、穀類調製品等	
東京、静岡、愛知、大阪	茶類産品	